

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第888号 平成27年2月27日

3953人(2)

体罰がどのような場所で行われているかについてみると、調査の結果では、下表の通り小学校では教室が、中学校や高等学校では運動場や体育館となっています。

小学校において、体罰が教室という密室で行われているケースが約7割に及んでいるという事は非常に問題であり、学校全体で体罰防止に取り組む必要性を痛感します。

教師の皆さんは、
教育上必要があると認めるときは児童、生徒及び学生に懲戒を加えることが出来るが、同時に、体罰を加える事は出来な

体罰の場所

区分	小学校	中学校	高等学校	中等学校	特別支援学校
教室	68.4%	23.0%	25.1%	50.0%	56.4%
職員室	0.1%	1.0%	3.3%	0.0%	0.0%
運動場等	12.2%	40.8%	43.6%	0.0%	7.7%
生徒指導室	0.7%	4.1%	2.3%	0.0%	2.6%
廊下・階段	11.0%	14.0%	7.7%	0.0%	7.7%
その他	7.6%	17.1%	18.1%	50.0%	25.6%

いという学校教育法第11条の存在を知らない人はいないと思います。

また、体罰に関しては、これまでも度々文部科学省や北海道教育委員会からも通知、通達が示されていますので、体罰が禁止されている事を知らない教師もまた、一人もいないはずです。

にもかかわらず、依然として体罰が無くならず、毎年多くの教師が体罰により処分されるというのはどういう事でしょうか。

私は、原因は2つあると思っています。

一つは、体罰が禁止されている事は知っていても、何が体罰に当たるのかについての認識に誤りがある、あるいは、勝手な思い込みがあるという事です。

思い込みの原因は、結局のところ自分の事しか考えていない自己中心的なものの見方にあるといえます。自己中心的な発想から抜け切れない人は、教師として相應しいとは思えません。

もう一つは、体罰禁止を知識としては知っていても、それを行動に移すだけの力がないという事です。

「分かっちゃいるけど、止められない」という訳ですが、こういうタイプの教師は全く始末に悪いですね。

「体罰禁止は分かっていたが、子どもが授業を妨害したので止むを得ず厳しく指導した」といったように、自己弁護にも聞こえる理由を上げる教師がいますが、こういう教師に一番欠けているのは、体罰の一番大きな原因となっている「自分の指導力不足」を直視する事ではないかと思います。

「思わずカッとして」とか「つい感情的になって」というのは、言い訳にはなりません。結局、自分の気持ちをコントロール出来ないという事です。常に冷静でいるというのは難しい事ですが、指導力というタガがしっかりしていれば、どんな状況下でも体罰という一線を踏み越える事はないと思います。

最後に、体罰の内容や体罰による被害の状況を見て置きたいと思います。

まず体罰の内容ですが、多くは「素手で殴る（58.6%）」となっています。

実際に体罰の現場にいたわけではありませんので何ともいえませんが、多分、鼓膜が破れてしまうような叩き方から、殆ど形だけというケースまで様々だろうと思います。しかし、如何なる場合も、教師の側で自分の行動を律し切れなかったという点では共通しています。

特に、「蹴る」「殴る及び蹴る等」が合わせて16.6%もありますが、こうした行為は教師の感情が爆発しただけで、そこからは教育者としての姿は感じられません。

また、被害の状況については、「教師の体罰で特段の障害が生じなかった」ケースが83.6%と圧倒的に多かったとはいえ、中には、打撲（7.4%）、外傷（3.2%）、鼻血（1.3%）、骨折や捻挫（0.8%）といった外的な被害が生じたケースも少なくありません。

私が勤務している社会福祉事業団では、施設の利用者に対して上記のような暴力的行為（有形力の行使）を行った職員については「虐待」と判断して懲戒免職の対象としています。その位、「虐待」問題については厳しく受け止めているという事ですが、同時に、何が「虐待」に当たるか微妙な問題もありますので、利用者一人一人の障がいの状況を把握しながら、保護者との共通認識の下で個別の支援計画を立てて対応しています。

一方、学校では「行き過ぎた指導」という言葉があるように、「体罰」が指導の延長線上の行為として認識され、議論されているように思います。

「体罰」が原因で自殺した生徒がいるにもかかわらず、それが「児童虐待」と捉えられないのは、「体罰」が教師と児童生徒との教育上の指導の中で行われたという背景から、「体罰」に潜んでいる「虐待」という認識が希薄になっているからではないでしょうか。

「体罰」は「児童虐待」だとの厳しい認識を学校関係者は持つべきだと、私は思います。

「体罰問題」を起した教師は、全体の極一部です。しかし、その一部の教師によって、保護者からも地域からも、教育全体の信頼が損なわれるような事があるわけではありません。改めて、「体罰」の撲滅に、教師はもとより、行政も学校も全力を尽くすべきだと思います。

（塾頭：吉田 洋一）